

商学研究所報

2013年4月

1990年代の香港投資環境の変化
－「英国の香港」から「中国の香港」への移行に伴う政治経済的影響－

小林 守

1990年代の香港投資環境の変化

－「英国の香港」から「中国の香港」への移行に伴う政治経済的影響－

小 林 守

The Transformation of Business Environment of Hong Kong in 1990s

-The Political and Economic Impact Associated with the Transition
from British Colony to Chinese Special Administration Region-

Mamoru Kobayashi

目次

1. はじめに	1 ページ
2. 先行研究と本稿の研究視角	2 ページ
3. 香港の政治環境の変化	4 ページ
4. 香港返還を契機とした香港経済の変化	9 ページ
(1) 金融拠点、香港の変質	9 ページ
(2) 物流拠点、香港の発展	13 ページ
5. 中国の貿易政策と香港の投資環境 —中国と香港の関税自由化—	15 ページ
6. 香港返還と外国企業の投資環境評価	17 ページ
7. 結語に代えて —香港社会の変化と投資環境—	20 ページ
参考文献	23 ページ
注	24 ページ

1990年代の香港投資環境の変化

－「英国の香港」から「中国の香港」への移行に伴う政治経済的影響－

小林 守

1. はじめに

香港は1997年7月1日に英国植民地から中国の特別行政区に変わった。1842年のアヘン戦争終結時から数えて156年目にして、中国に香港統治の主権は返還されたのである。資本主義国の英国から社会主義国の中国への主権移行はビジネス界に、当初大きな懸念を惹起したが、現実の返還から16年が経過した現在まで、その後の香港はおおむねマクロ経済的には引き続き発展を遂げている。中国の経済発展の香港に対する貢献は非常に大きなものになっているといえる。他方、政治・行政の面では香港は、選挙制度の変更や公務員の身分制度に若干の変化が見られるものの、大きな枠組みでは依然として英国植民地時代の枠組みをほぼ踏襲している。これは香港の中国返還に当たって「憲法」的な性格をもつ中華人民共和国香港特別行政区基本法（以下「香港基本法」と称する）によるものである。そこには「社会主義制度はこれを香港特別行政区に適用せず、既存の資本主義制度および生活様式を50年間変更しない」（香港基本法第一章第五項）との文言が明記されている¹。また、中国大陸においても中国の改革開放政策を理論的に支える「社会主義市場経済論²」によって市場経済がオーソライズされており、経済面で香港と中国の親和性が確保されたことが返還をまたいで香港の経済的な力量にネガティブな非連続点をもたらさなかった大きな原因である。

但し、香港経済という舞台上で演じるプレーヤーである企業の顔ぶれやその内的性格は大きく変わった。返還前は英国系の企業が大きな影響力を持っていたが、返還後においては中国企業、それも中国国有系の企業の影響力が非常に多くなっている。また、香港地場の財閥系企業は返還前後を通じて影響力を維持しているものの、そのビジネスにおけるカウンターパートは英国企業やその他の先進国および東南アジア企業から中国国有企業に大きく様変わりしており、その結果、それら香港財閥企業のビジネスも中国政府の意向をかなり尊重しながら行われるようになった。

このような香港のビジネスにおける内的な性格の変化をもたらしたのはいうまでもなく、

いわゆる「香港返還」であるが、その変化はいうまでもなく、1997年7月1日に一夜にして起こったものではなく、その前後を通じて漸進的に進み、形成されたものである。特に返還前後の政治的な変動、例えば将来の選挙制度をめぐる英国と中国の対立（1992年～1995年）等を通じて、中国はその有形無形の政治的、経済的な圧力を背景にビジネス界において香港の企業家への影響力を高め、それが現在の香港ビジネス界における中国系資本の強力な立場の実現につながる事となった。

本稿ではこうしたプロセスのメルクマールとなった1990年代の香港のビジネス動向とその背景たる政治の変動を併せて議論にとりこみ、当時「成功裏に終わった」といわれた香港返還を、現在の視点から、あらためて見直し、香港返還が香港の投資環境においてそれが持つ意味について、再評価を試みるものである。

2. 先行研究と本稿の検討視角

香港返還前後の政治経済分析についてはこれまで、非常に多くの研究がなされている。1984年12月に調印された英中共同声明（中国の鄧小平副首相（当時）と英国のサッチャー首相（当時）の交渉の成果）によって、1997年7月1日をもって香港の全域（香港島、九龍半島先端部、九龍半島内陸部および周辺諸島）の主権が一括して中国に返還されるとの合意が成立して以来、世界中の耳目がこの地域に集中し、多くの研究書、報告書、ルポルタージュが発表されてきた。また、交渉の当事者であったサッチャー英国首相（当時）の自伝や英国植民地としての香港において英国から派遣された最後の総督（第28代総督）であったクリストファー・パッテン氏の自伝（East and West（1999））も出版されている。

日本においては、政治分析はもっぱら新聞、雑誌、テレビといったジャーナリズムが担う一方、経済分析やビジネス動向の分析はアカデミズム色の強いシンクタンクおよび大学等研究者によって行われた。当時、香港と隣接する中国広東省の経済的潜在力と併せて、香港との相互依存による発展を展望的に分析した代表的な研究成果には野村総合研究所（1992）がある。また、返還直前に勃発した英中の政治的な対立と当時の経済情勢をやや時系列に分析したものとしては小林守・松尾貴巳・田幸大輔（1995）がある。さらに、倉田徹（2009）には中国返還後の香港の政治経済の変遷を総合的に整理・分析した労作「中国返還後の香港—『小さな冷戦』と一国二制度の展開」がある。1997年当時に出版された

ものとして、香港を巡る諸情勢について経済問題を中心に包括的に分析したものに朱炎の「1997年変わる香港経済、変わらない香港経済」(1997)がある。朱は経済問題を中心として取り扱いながらも英中間の政治対立や返還後の香港行政などについても言及している。また、菊池誠一「中国の香港—返還後の経済イメージ」(1996)も同様な角度から論じているが、初学者にもわかりやすいように香港が英国の植民地になった歴史的経緯、すなわちアヘン戦争(1840年)から現在に至る背景を香港の史跡を取り上げながら解説している。菊池は経済問題を論じているのであるが政治の動向と関連付けての分析視角を色濃く出しており、新聞記者としての視点を有効に分析に活かしているといえよう。

金融センターとしての香港を展望し研究には関志雄「円と元から見るアジア通貨危機」(1998)がある。これは1997年7月1日をもって完了した「香港返還」以降の香港経済の展望を、その翌日に起こり、その後2年以上アジア経済に大きな衝撃を与えた「アジア通貨危機」と関連付けて論じたものである³。関は香港の自由で規制の少ない金融システムが維持される限り、香港は繁栄するとし、中国の金融センターである上海と香港がそれぞれの通貨をもち、それぞれの役割を持って中国と香港経済の発展に寄与すると結論づけている。

さらに関は中国経済の急速な発展により、人民元が交換可能な香港ドルの価値を支える時代の到来にも言及している。香港ドルは米ドルとの交換を一定の固定レートを目安に価値を維持するシステム(ドルペッグシステム)であるが、それが将来、人民元との交換性を裏づけとした人民元ペッグシステムになるというのであり、香港返還により投資環境が一層望ましいものになるという論調の議論である。香港の政治経済社会文化の近年の変化を「考現学」的に網羅的に項目ごとに整理して紹介している小柳淳、田村早苗編「現代の香港を知る KEYWAOD888」(2007)は香港返還当時から現在に至る香港を理解する「工具」として意義がある。

本稿はこのように学際的で多彩な香港返還に関する(その多くは1990年代の)先行研究の成果を踏まえて、現在の視点から、香港返還問題の企業行動に大きな影響を与える投資環境の変化をやや歴史的に振り返りながら、その影響を分析してゆく。

3. 香港政治環境の変化

香港返還とは文字通り、「英国の香港」から「中国の香港」と主権を移すものであったが、それはただの歴史的イベントとして淡々と進められたわけではない。英国と中国という政治的価値観が一致しないこの二つの国のせめぎあいはしばしば、強烈な形で顕在化した。投資環境の背景としての香港の政治環境の変化から議論を進めたい。

1984年12月、英国のサッチャー首相と中国の最高実力者鄧小平氏の間で、1997年7月1日をもって香港全域の主権を返還されることが合意された⁴。この際、返還後50年間は「資本主義の生活様式」を変えないと保証された。「資本主義の生活様式」とは英国の統治下にあった156年間（1942年～1997年）に醸成された生活の様式である。他方、中国本土は社会主義体制の生活様式で統治されており、「生活様式」の理解における香港市民と中国政府の概念は一致しないまま1997年に向かっていった。端的に言えば、香港市民の生活様式には経済活動の自由はもとより、人権等の政治的諸権利が含まれている。他方、中国政府の概念には（現在のところ）経済活動の自由のみが含まれている。たとえば香港の憲法として位置づけられた「香港特別行政区基本法」（以下「香港基本法」と称す）の草案段階では返還直前の1995年の選出立法議員は任期の4年を、1997年をまたいで務めるという構想であった⁵。最後の総督として1992年に赴任した元英国保守党幹事長、クリストファー・パッテン総督は返還まで2年を残して到来する1995年選挙制度改革に着手し、業界団体や選挙人による選出枠に対して、有権者一人一人の投票で選出される議席数の拡大を図り、香港流の政治的自由の確保を下支えしようとしたが、中国政府はこれに猛烈に反発し、結局、その選挙で選ばれた議員の任期である4年のうち、後半の2年が香港返還後にまたがっても構わないとする「直通列車構想」は取り消された。ここに、政治的な意味で、香港は1997年7月1日で不連続点に直面することになったと言える。

香港市民レベルの中国返還後の政治環境に対する不安は根強く、それまでにもまして、香港の中流階層以上のホワイトカラーや知識人は外国に投資移民として移住する動きが拡大した。当時、中国政府にやや批判的で、中国国内の社会問題、汚職などのスクープに秀でていた香港紙『明報』の記者が中国政府の経済政策をスクープして中国内で逮捕、拘束、裁判にかけられたり、香港における中国系企業の社員（大陸籍）が犯した犯罪については香港の司法制度に任せず、大陸に召喚して裁判を行うと中国人民検察院幹部が発言するなど、「一国二制度」の「資本主義的な生活様式」に対する中国側の理解は香港社会とはかい

離していることが明らかになり、中国の統治は香港市民により不安視されていった。そうした香港社会の不安を反映して、当時の香港の政党のなかでは、中国に批判的なリベラル派の党派の支持率が相対的に高くなっていった。また、1991年の選挙で民主派が議席を獲得して以来、保守派（啓連資源センター）の結党、親中派（民主建港連盟）の結成、香港総督の交代（英国外務官僚出身のウイルソン総督から英国保守党幹事長という大物政治家出身のパッテン総督への交代）、リベラル派の統合などが目まぐるしく起こった。こうした不安定な政治的情勢のなかでパッテン総督の選挙制度改革が試みられたのである。

図表 1：香港返還前夜の政党と支持率

政党名	立場	支持率 (%)
香港民主同盟	リベラル派	37
啓連資源センター	のちに自由党に改組。親英的保守派から親中の保守派に転換。	29
ミーティングポイント	リベラル派（のちに香港民主同盟と統合して民主党に改組）	26
民主建港連盟	親中派	18
民主民生協進会	リベラル派	18
香港民主促進会	リベラル派	17
自由民主連会	保守派	13

出所：小林守他「香港返還－97年問題と今後の香港シナリオ－」（1996年）日本能率協会マネジメントセンター、113ページ、原出所：香港経済日報、1993年5月11日より筆者作成

現実的対応として香港は1997年7月以降、香港は中国の一地方となってしまうことは避けられないため、政党は民主派を含めて、中国政府との摩擦を避けながら、現状の香港を維持しようとした。中国政府は香港統治の混乱を最小限にするためにそうした動きを歓迎した。中国政府に最もアクティブに批判的な民主派の中の民主同盟を除いて、香港の各政党と対話を行った（図表2）。

香港経済が中国経済に金融的、産業的、制度的に次第に組み込まれていくなかで、香港の政治と社会にも変化が起こっていた。返還後、香港は外交・軍事は中国の主権下にある「中国の特別行政区」という地位の地域である。われわれ日本人にはなかなか理解が難しい概念であるが、香港政府は地域内での立法・行政・司法に関して自律的に運営ができる。また外交・軍事以外であれば国際的な協定にもほぼ自律的に加盟し、活動が可能となっている。しかし、クリストファー・パッテン総督の選挙制度改革は中国政府の強い反発を呼

んだ。中国政府は前のウイルソン総督の任期までに積み上げてきた英中間の信頼を破壊するものであるとして、パッテン総督の任期中に行われる最後の選挙、すなわち 1995 年の選挙で選ばれた議員を返還後の 1998 年には任期を残して全議席解散とし、中国側の選挙制度案に基づいた選挙をやり直すこととした。パッテン総督の政治改革は挫折したのである。

図表 2 : 中国指導者による香港各政党との「親和性」－首脳陣の面会レベル

政党名	立場	中国首脳との会見（会見年月）
香港民主同盟	急進的リベラル派	会見を拒否される。
自由党	親英派→親中派	江澤民総書記・国家主席（1992年3月）
ミーティング・ポイント	リベラル派	王漢賦全国人民代表大会副委員長（1993年6月）
民主建港連盟	親中派	江澤民総書記・国家主席（1992年3月）、銭其琛外相（1992年12月）
民主民生協進会	リベラル派	王漢賦全国人民代表大会副委員長（1993年6月）、魯平香港マカオ弁公室主任（1992年10月）
香港民主促進会	穏健リベラル派	会見を申し込まず。
自由民主連会	保守派	李鵬首相（1992年5月）、呉学謙副首相（1991年1月）

出所：小林守他「香港返還－97年問題と今後の香港シナリオ－」（1996年）日本能率協会マネジメントセンター、114ページ、原出所：香港紙「連合報」1993年7月29日より筆者作成

図表 3 : 立法会選挙における 1995 年（返還前）と 1998 年（返還後）の選挙制度の比較

選挙制度枠	定数	選挙枠	
		1995年選挙	1998年選挙
普通選挙	20	定数1の小選挙区	定数3～5の中選挙区および比例代表制
職能別選挙	30	21選挙区は1991年選挙時の職能別選挙を踏襲。新設の9選挙区で有権者数を大幅に拡大。全有権者数115万人	全選挙区で有権者数を制限。全有権者数14万人
選挙委員会選挙	10	普通選挙選出の区議会議員が選挙委員会を構成し、指名選出。	職能別の制限選挙で選ばれた800名が選挙委員会を構成し、指名選出。

倉田徹「中国返還後の香港－『小さな冷戦』と一国二制度の展開－」名古屋大学出版局2009年、109ページ

このような英中対立に対して香港社会の民意も分裂した。当時の世論調査（図表 4）によると、パatten総督が徹底的に自己の改革案を貫いて、英中協議の決裂も辞さないとする「協議決裂」を支持する市民が 37.1%も対し、中国側との話し合いの結果で譲歩もやむなしとする「話し合い継続の結果の民主制度縮小」を支持する市民が 32.3%となっている。また、英中協議が合意に至らない場合、パatten総督は自己の案を「推進すべき」とする意見が 43.5%、「推進すべきでない」とする意見が 27.1%となった。香港市民は天安門事件（1989年6月）を目のあたりにして、中国共産党政府の民主主義運動に対する強硬な態度を知っており、そもそも香港は共産主義政権に対して不振を抱くがゆえに逃れてきた市民も多くいる。このため、パatten総督の選挙制度案に対するシンパシーがやや強く出ている。しかし、質問2の「民主主義発展と経済的発展のいずれかを選択しますか？」には「民主主義発展」の 19.6%に対し、「経済的発展」が 31.4%と凌駕している。中国との対立、すなわち、パatten総督の主張を維持することは中国との対立、すなわち、

図表 4：パatten総督の選挙制度改革と英中対立に対する民意

質問	結果
質問 1：「民主的権利獲得を妥協せず英中協議決裂」、「話し合い継続の結果としての妥協と民主主義の縮小」のいずれを選択しますか？	1. 協議決裂 37.1% 2. 話し合い継続の結果の民主制度縮小 32.3% 3. わからない 30.6%
質問 2：民主主義の発展と経済的発展のいずれかを選択しますか？	1. 民主主義発展 19.6% 2. 経済的発展 31.4% 3. わからない 8.9%
質問 3： パatten総督は今後どのようにすべきですか？	1. 政治改革案堅持 11.9% 2. 政治改革案修正と妥協 21.9% 3. 政治改革案放棄 7.9% 4. 中国との協議を継続 40.1% 5. わからない 21.3%
質問 4：もし、英中協議が合意に至らない場合、パatten総督は政治改革案を引き続き推進すべきだと思いますか？	1. 推進すべき 43.5% 2. 推進すべきではない 27.1% 3. わからない 29.5%
質問 5：英中協議が合意した場合、立法評議会がその内容を修正する権利があると思いますか？	1. あると思う 51.1% 2. ないと思う 24.5% 3. わからない 24.4%

出所：小林守他「香港返還—97年問題と今後の香港シナリオ—」（1996年）日本能率協会マネジメントセンター、122ページ 原出所：香港紙「明報」1992年10月20日より筆者作成

経済的な不安定化につながるものであるため、香港市民の心情は矛盾した苦しいものであったことが推察されよう。

返還後、香港は1年間で1日当たり、150人の中国からの移住を認めることとしたが、返還以前も大規模なインフラ整備に伴う労働力不足から大陸からの建設作業員が来港し、住民の数自体でもじわじわと「中国化（大陸化）」が進んでいた。さらに、香港返還後のビジネスチャンスをサポートする意味を持つ中国企業の香港進出、香港－広東省の直通列車の増発、高速道路による定期バスの運行によって、観光客、ビジネス客を含めて中国人の一時滞在がふえ、買い物客による人民元での支払いを認める小売店が増加するなど「親中派」も次第に増えていった。

他方、香港住民のなかでも資産のあるものは外国パスポートを取得するために投資移民の資格をとろうと海外に家族を移住させるなどの動きをみせていた。ただし、そうした人々も中国経済の将来には期待を抱いていたため、ビジネス拠点は香港に残していた。企業に働く人の多くは香港の「中国語」である広東語を英語とともに公私にわたって使用していたが、大陸の「中国語」である「普通語」（北京語）の学習に大挙して向かった。天安門事件によって民主化運動が弾圧されて以来、香港民衆の間には中国への返還により、言論の自由、集会の自由、民主的選挙制度の否定がなされるのではないかと懸念が広がっていたものの、パッテン総督の急進的な選挙制度改革案については賛成の意見だけではなく、反対する意見もあった。反対派はなによりも中国政府と対立することによって予想される経済的打撃を懸念していた。香港経済をさらに発展させるためには中国からのビジネス需要、観光客、中国における香港企業の優遇が必要であり、それによって香港の生活もいっそう豊かになるとの期待感が広がっていたのである。

返還後はこのような傾向がいっそう強まった。政治的に自己抑制して経済的な利益を維持するというスタイルが香港人の一般的な行動様式になった。その証左として、その後の立法議員の選挙では民主派が伸び悩み、親中派がじわじわと議席を増やす傾向が続いている。

その後、実際に中国の経済発展によって香港経済は恩恵を受け、香港民衆の中国への支持は拡大した。例えば北京オリンピックの2008年9月に香港で行われた立法院（日本の国会の相当）の選挙がおこなわれたが、この香港の立法議員選挙はオリンピックのまざまざの成功によって求心力を維持した中国中央政府のバックアップを受けている親中派政党が議席を伸ばした。

他方、民主派の議席数は停滞している。但し、経済問題が不振に陥ると中国の意のままに行政を行っているとして、香港特別行政府に批判的な民主派が勢力をもりかえすという傾向もまだ残っている。成功したビジネスマン出身の初代トップ行政長官、董建華氏は終始、強力な市民からの支持を得られず、英国統治下の香港政庁公務員出身で1997年、1998年のアジア通貨危機を乗り越え、行政能力の高さを誇った第二代行政長官、曾蔭権（ドナルド・ツァン）行政長官氏も香港市民の支持においては十分なものとはならなかった。特に董建華氏の場合はあまりにも北京の中国政府に従順すぎたことによる。曾氏は総じて経済問題であった。例えば、香港に蔓延した物価高に政府が有効な手を打つことができなかったためである。

4. 香港返還を契機とした香港経済の変化

（1）金融拠点、香港の変質

かつて英国系、華人財閥系等の企業の資金調達場所であった香港は次第に中国の巨大国有企業の企業改革のための資金調達金融市場と変質した。周知のとおり、香港は東アジア地域において返還前からすでにシンガポールと並ぶアジアの2大資金調達拠点である。香港返還まであと3年と迫った1994年以降、香港株式市場は中国企業向けの人民元建て株式発行・流通を行うH株セクションを設け、中国・山東省の青島ビールを最初に国有企業への資金調達が香港市場において開始した。金融セクターが未整備であり、海外資金を取り込むには外国企業の直接投資や銀行からの融資のみのルートしかなかった中国企業にとって経営権を外国投資家に握られずに資金調達ができるルートができたことの意味は大きかった。

1992年秋の中国共産党大会では「社会主義市場経済」論が明確に打ち出された。中国当局は政治問題では妥協しないが、経済問題では柔軟に対応するという確信が香港の市場関係者に広がり、この結果、1992年初頭には6000ポイント台前後であった香港株価指数（ハンセン指数）は10,000ポイントを突破し、上昇していった。

中国国内では当時すでに上海、深圳の2都市に株式市場が設けられていたが、A株、B株の2カテゴリーに峻別されており、主要なA株のカテゴリーには外国人投資家が売買で

図表 5 : 中国国有企業の香港 H 株市場への第一次上場企業リスト

上場国有企業名	産業分野	本社所在地	上場時期
青島ビール	食品加工（ビール製造）	山東省	1993 年 7 月
上海石油化学	石油化学製品	上海市	同上
北京人民印刷機械	印刷機械製造	北京市	1993 年 8 月
広州造船	造船、修船	広東省	同上
馬鞍山鋼鉄	鋼材生産	江蘇省	1993 年 11 月
昆明機床	工作機械	雲南省	1993 年 12 月
儀征化繊	合繊生産	安徽省	1994 年 3 月
渤海石油化学	石油化学製品	四川省	1994 年 4 月
東方電器	発電機等重電機器製造	天津市	1994 年 5 月

出所：牧野昇/三菱総合研究所「全予測アジア 1995」ダイヤモンド社 169 ページ

きないという制限があった。この結果、香港株式市場に資金が流入し、空前の活況を呈することになった。しかし、2001 年に世界貿易機関に加盟した以降、この香港株式市場の独占的な地位は次第に上海株式市場に脅かされていった。中国の WTO 加盟が完了し、中国の国内市場へのアクセスに世界の大きな期待が集まった 2001 年にはその前年に比べて香港株式市場における資金調達額は約 80%減少した。上海株式市場の発展は、中国企業にとって、資金調達先として選択肢が増えたことを意味する。また、海外での人民元立て市場としてニューヨークの N 株、シンガポールの S 株のカテゴリーが設置されたことも影響した。ニューヨークには国営中国民航の民間旅客部門が再編されてできた有力航空会社のうち、もっとも経営的に安定していた東方航空（本社：上海）と南方航空（本社：広東省広州市）が上場した。東京市場においてすら T 株市場設立の構想が持ち上がった。

しかし、やがて、そうした欧米金融市場はその後、あまり拡大しなかった。中国国有企業の財務内容が不透明であることや会計処理規則が世界基準からみて不十分であることが指摘されはじめたからである。多くの中国国有企業が大挙追随して海外市場に上場するなどの発展は見られなかった。また香港 H 株市場においても、より厳しい審査が行われるようになり、むしろ、これ以降、中国企業はバックドアリスティング、すなわち、新規上場よりもすでに上場している海外企業の買収を通じて、海外での資金調達を目指すようになっていったのである⁶。

それでも、香港のH株市場だけはなんとか新規上場企業数を維持・拡大し続けていたが、やがて香港においても、しばしば中国国有企業の財務内容の不透明性が次第に問題にされるようになった。上場価格が当初の目論見を下回る例も散見され始めたり、上場を延期・中止したりする中国国有企業も出始めた。中国系企業が上場審査の厳しい香港株式市場上場よりも通常の香港株式市場（ブルーチップ）において既存の上場企業の買収や旺盛な国内投資家が存在する上海市場での上場を選好するようになり始めたのもこのころである⁷。

図表 6：主要国・地域の株式市場および債券市場の規模の比較（対 GDP 比較）

国・地域	株式時価総額 (%)		債権市場規模 (%)	
	1985 年	1995 年	1989 年	1994 年
日本	72.9	71.8	65.5	73.7
米国	57.6	94.6	89.8	110.2
ドイツ	29.8	23.9	65.5	89.5
香港	99.0	211.4	0.2	8.7
シンガポール	63.1	173.9	77.1	72.4
台湾	16.5	71.8	11.5	9.8
韓国	7.8	39.9	38.9	42.8
中国	—	6.0	6.8	6.5

出所：IFC, *Emerging Stock Market Factbook*, および IMF(IFS), *The Emerging Asian Bond Market*

上場審査が海外市場や香港のブルーチップ市場よりも比較的「ゆるく」、株式投資ブームがおきつつあった上海市場、深圳市場は香港市場よりも中国国内企業にとって、より魅力のある資金調達場所になっていったのである。中国政府が上海株式市場を世界的な金融のハブ（中心）に育成するためにさまざまなサポートを図っていたことも企業の目には魅力的に移った⁸。他方、地理的に香港株式市場と上海株式市場に挟まれた深圳株式市場では、上海に対抗して次第に生き残りをかけ新興企業向け株式市場（創業板）へ脱皮をはかっていった。深圳は「経済特別区」として、国有企業系の新規事業やベンチャー的な事業のためのモデル事業やモデル企業の設立が盛んになっていったからである。

通貨面でも香港ドルと中国人民元の力関係は逆転した。1994年に当時の英国統治下にある香港政庁・金融管理局は香港に進出している中国銀行香港支店に香港ドル紙幣の発券を

許可した。それまで香港紙幣の発券許可を得ていたのは英国資本の香港上海銀行傘下の香港銀行と同じく英国系のスタンダード・チャータードの2行であったが、新たに中国の四大有商業銀行の一つである中国銀行が加わったのである。同年、中国は中国大陸内で流通していた内国民用の人民元と外国人向けの外貨兌換券（FEC:Foreign Exchange Currency）を廃止して「人民元」一種類に通貨を統合し、また、米ドル、香港ドルとの間に複数の交換レートが存在する状態を改めた。また、中国国内に外国為替市場を創設して、金融当局が取引介入をして安定を図りながら、そこでの取引によって決定されるレートに統一した。

香港ドルの交換レートは基本的に香港と外国の貿易によって獲得した外貨（米ドルベース）に基づいて決定される。すなわち、例えば、輸出により米ドル、1ドルが獲得されれば、香港政庁当局が管理する香港外貨基金は追加的な香港ドル紙幣 7.8 ドルの発券を発券銀行に認可するといういわゆる「カレンシーボードシステム」を採用している。香港ドルと外貨との交換レートの決定において金利調節以外の当局による介入はないが市場取引を通じての若干の変動は可能である。他方、中国は当局の金利調節のほかにも1日の取引時間中の為替変動を一定範囲内に抑制するための当局の介入が許されている。香港ドルはアジア地域全般において交換可能な通貨である一方、中国人民元は一部の地域のみで交換可能でしかなく、人民元は一度香港ドルと交換してから米ドルや日本円と交換する必要があった。そのため香港ドルと中国人民元の交換比率は1994年当時おおよそ1:1.1であり、香港ドルの方が強い状態にあった。その後、中国の経済力が増すにしたがって、次第に逆転し、2012年現在では約1.1:1となっている。中国人民元の国際的地位が上がるにしたがって、香港内においても商取引において中国人民元の国際的な取引自由度の拡大や決済量が拡大するようになった。中国当局は政策的にはなく、自らの経済力によってマーケットの力で通貨、人民元の香港ドルに対する優位性を実現したといえる。さらに中国の人民元の自由兌換、資本取引の自由化が進めば、通貨の面でも香港と上海の経済関係は逆転するかもしれない。

以上のように、香港返還を契機に金融市場としての香港は株価の上昇、新規企業の上場数の拡大、中国人民元の交換性の拡大と人民元価値の増加などの現象が見られるようになった。1997年の香港返還当初、中国が香港への干渉を強め、香港の中国化・上海化が進み、香港の自由な経済活動が阻害されて、香港の経済的繁栄が損なわれるのではないかとの懸念があったが、経済面では杞憂に終わったといえよう。しかし、同時に香港が持っていた中国大陸経済に対する世界市場との窓口としての独占的な地位は上海、深圳の金融拠

点としての成長によって動揺していった。香港の単独的な独自性への高い評価が相対的に低下したのである。

(2) 物流拠点、香港の発展

香港返還にあたって、インフラにおいて香港は投資環境上の優位性を維持するために公共事業を次々と打ち出していった。隣接する深圳の空港、広東省広州市の国際空港の拡張、マカオ国際空港の新設など、周辺の物流インフラを次々と充実させ、ランタオ等に大規模な新香港国際空港を建設した。香港ディズニーランドの誘致などの観光客を香港に吸引するインフラ投資だけでなく、香港の九龍半島と広東省の省都・広州を結ぶ鉄道運営する九広鉄道公社（KCRC）と香港地下鉄公社との資本関係強化、地下鉄路線の増設など大規模な公共投資が行われた。それらのインフラは隣接する中国の広東省などのいわゆる「華南経済圏」を構成する地域との連結を目指したものになっている⁹。香港中心部から「世界の工場」となった広東省の珠江三角洲地域への直接的な輸送網の大規模なインフラ建設などがその象徴的なものである。特に深圳地域（深圳経済特別区）との交通網が著しく進んだ¹⁰。

図表 7：香港新空港建設にかかわるインフラプロジェクト

プロジェクト名	計画総工費（億ドル）
新国際空港本体	738
北ランタオ島高速道路	81
西九龍地区埋め立て	126
西九龍地区高速道路	28
西部海底トンネル	65
3号幹線道路	89
地下鉄線延長	397
セントラル地区埋め立て	28
青馬・及水門つり橋	172
ニュータウン建設	30
その他公共施設建設	33

出所：三菱総合研究所「全予測アジア 1995」1995年、172ページ

香港返還が決定してから急ピッチで進められた代表的な交通インフラプロジェクトはチェブラック香港新空港の建設である。前の啓徳香港国際空港は中心部に近いという優位性があった。しかし、旅客、貨物の処理機能の限度があったことに加えて市街地の上空を離発着の際に飛ぶという問題があった。この問題を解決するプロジェクトが香港新空港建設にかかわるインフラプロジェクトである（図表7）。

1997年香港返還以降の最初の中国政府の五カ年計画である第10次五カ年計画（2001年－2005年）でも香港に隣接する深圳国際空港を華南地域の物流センターにするためのインフラ開発が急速に進んだ¹¹。中国経済の発展を見越した世界中の華人資本はこうした経済計画の大規模計画にビジネスチャンスを見出し、大量の投資資金を香港株式市場、上海株式市場、深圳株式市場に投じた。香港のハチソン・ワンポアをはじめとする華人財閥やマレーシアのケリープロパティ、インドネシアのリッポグループなどがインフラ開発とそれに付随する不動産開発に投資を行った。こうした投資は結局、中国の競争力強化に香港資本が資金的にバックアップする事となった。しかし、これが、皮肉にも結果的に中国経済への従属度を高め、上海に対する香港の独自性は相対的に低下していった。香港を経由せず中国に流れ込む資金、物流が拡大した。かつて、香港で企画、貿易、資金調達を行って、大陸側で生産（委託生産も含む）を行って香港に輸入し、世界市場に輸出する、というのが香港のビジネスモデルであったが、香港と広東省、深圳などとのインフラ統合が進んだ結果、大陸側（広東省）に進出した香港企業や外資系企業は中国大陸から直接輸出も行えるようになったのである。香港との関係で大陸の最南端に位置する深圳の位置づけは次第に重要になっていった。香港は中国本土よりもコストが高いため、「香港で製品開発やデザインを行い、人件費・物件費が極めて低い、隣接する広東省で製造し、海外に輸出する」というビジネスモデル、いわゆる「メイドイン(made-in)香港」から「メイドバイ(made-by)香港」への移行が起こった。但し、2000年代後半以降は広東省内での急速な人件費の高騰によってこのメイドバイ(made-by)香港のモデルの有効性は薄れている。中国国内での新しい労働契約法の導入や広東省における最低賃金の頻繁な引き上げ、これは香港メーカーが得意とする低賃金委託生産方式への広東省政府の締め付けとも相まって、香港メーカーのビジネス環境は厳しいものになってきている。香港メーカーにはベトナムはじめ東南アジア、南アジアへの工場移転を考えるとこも増えている。これに対し、「香港の現地商工会等はビジネスツアー等を通じて、広東省の中でも、よりコストの低い内陸地域に工場移転先を誘導しよう」とした¹²。いずれにしても、物流および人の流れが、かつてのよ

うな香港へ集約されるという状況は失われるようになっていったのである。

5. 中国の貿易政策と香港の投資環境－中国と香港間の関税自由化

香港政府は中国とのさらなる経済的連携を通して、経済的繁栄を維持しようとした。その代表的な施策が CEPA である。香港は中華人民共和国の一地方であり、同じ政治的主権の下に統合されているものの、国際的な貿易通商ルール上では、「独立関税地域」として「別々の経済主権をもつ地域」として取り扱われる。したがって、中国と香港の間では貿易協定や投資協定を締結することが可能となっており、香港と中国は、こうした特殊な関係を利用して通商の紐帯を強めようとした。

この香港と中国大陸の間の自由貿易協定である CEPA (Closer Economic Partnership Agreement) は FTA (Free Trade Agreement:自由貿易協定) という名称がつかわれていないが、内容からいって、明らかに自由貿易協定である。CEPA は「香港と中国」間の FTA であり、1990 年代から活発に行われるようになった香港と中国の生産分業や香港の貿易企業から中国の生産企業への生産委託を関税の免除等を通じてより円滑にすることを企図したものである。すなわち、世界中から香港を介して調達された部品と原材料を中国の工場に持ち込み、中国で加工して再度、香港へ仕向け、そして世界市場に加工製品として供給するビジネスモデルを強化するものであり、2004 年 1 月から本格的に運用されるようになった。従来から香港自体は「自由貿易港」であり、「中国→香港」の貿易については関税障壁がない状況（ゼロ関税）であったが、CEPA はこの逆の「香港→中国」の輸出品の中国側におけるゼロ関税化を推進し、併せて企業活動への優遇を目指すものである。

香港は英国から中国への主権返還（1997 年）以降、経済の低迷が続き、アジア通貨危機（1997 年～1998 年）においてはヘッジファンドによる香港ドルへの投機的な売りがしかけられた。また、この間上海など香港の機能を代替する経済センターも成長し、香港は東アジアの経済センターとしての地位にも相対的な意味で陰りが出始めていた。CEPA はそのような状況を受けて、香港およびその後背地（中国・広東省）への経済振興策としてのテコ入れとして考案されたものである¹³。このため、協定の内容には単に関税のゼロ化のみならず、香港企業および香港を拠点として中国にビジネスを展開する外資企業（現地法人として「香港企業」を設立した外資企業）に対して、中国国内での事業参入におけるメリッ

トを提供しようとするものも含まれている。CEPA の主な内容は（１）香港から中国に輸出する電機・電子製品、アパレル・繊維製品など 274 品目の香港製品に関するゼロ関税の実施（「香港製品」＝香港における主要加工工程の発生、付加価値基準 FOB 価格の 30%などで対象を基準化）、（２）非関税措置の不適用、（３）アンチダンピング関税の不適用、（４）中国が WTO で各国に約束したサービス貿易分野（コンサルティング、広告等 18 サービス業種）の開放を香港企業に対してのみ認める等である。サービス分野の開放については WTO にて中国に求められた外資企業への規制緩和があまり進展していなかったため、CEPA は「香港企業」に対して、それに先んじて認めることになると考えられた。このため、地場の香港企業の他にも第三国の企業が子会社を「香港企業」として設立する動きを促進することになった¹⁴。

関税の撤廃はその後、毎年、その対象品目が拡大され、2006 年 1 月には 1369 品目にまで及んでいる。この CEPA は香港企業の香港・華南地方におけるビジネスを刺激・誘発しただけでなく、広東省の珠江デルタ地域にも大きな裨益をもたらした。こうした地域へ進出している外資企業は香港企業とともに広東省等での生産と貿易において大きな便益を享受しているといわれている。

事実、対象品目の拡大を行った直後の 2006 年の 1 月～5 月累計のゼロ関税適用品の輸出額は 11 億 1,700 億香港ドルとなり、前年同期比の 2.7 倍に躍進した。実際に中国・広東省側でも「CEPA は広東－香港貿易の推進力となっており、2006 年に広東が香港から輸入した CEPA 活用の貨物は 3.2 億米ドル（対前年比 28%増）で、ゼロ関税および優遇関税の対象となって中国全土に輸入される製品の約 7 割を占める」と評価している¹⁵。

このようにこれまで、CEPA は香港の貿易投資拠点としての投資環境整備の中心的なスキームとして相当の役割を果たしている。しかし、関税のゼロ化の効果を打ち消すその後の物価上昇や中国－ASEAN 間の FTA（ACFTA）との競合の激化により、香港政府はその後、CEPA のさらなる強化およびそれに加えた施策をとって今日に至っている。香港はいつそう中国との関係強化においてしか経済発展を展望しようがない状況になっていったのである。

6. 香港返還と外国企業の投資環境評価

既に述べたように、香港返還を控えて、中国政府と香港のパッテン総督との間で厳しい非難の応酬があり、返還後の主権を回収する中国側からの恫喝により、英国パスポートを取得できない多くの香港市民の中には第三国のパスポートを取得しようとする動きが加速した。そうした雰囲気を反映してか、香港の経済成長率も、返還直前の数年間、すなわち、1992年6.0%、1993年6.1%から1994年には5.4%、1995年4.6%と漸減していった。他方、外資系企業の香港の投資環境に対する信頼にはさほど悪影響を及ぼさなかった。2000年代に入ってからこの状態は続いていった。

たとえば、図表9の香港と区別行政区政府による「2004年香港における外国企業地域事務所年次調査」によると2004年6月調査時点で「地域統括本部」（香港以外に1箇所以上の国・地域に設けられた各事務所の業務を監督し、香港外の親会社に頻繁に照会することなく、事業経営を行う事務所）1098社、「地域事務所」（香港以外に1箇所以上の国・地域に設けられた各事務所や事業の調整をはかり、香港外の親会社もしくは地域統括本部に頻繁に照会しながら事業経営を行っている事務所）2511社であり、2004年調査では地域統括本部966社、地域事務所2241社であり、それぞれ、132社（13.6%）、270社（12.2%）の増加となった。また、「現地事務所」（香港外の親会社のために香港内でのみ業務を行う事務所）は2334社であり、前回調査の2207社に比べて127社（14.8%）の増加になった。香港域内への外国企業の動向－地域統括本部、地域事務所、現地事務所の動向が香港返還に対

図表8：香港における外資系企業の機能別拠点数（国別）

事務所種類・ 国/地域	1位	2位	3位
地域統括本部	米国	日本	中国本土
	256	198	106
地域事務所	米国	日本	英国
	557	515	221
現地事務所	日本	米国	中国本土
	402	401	373

出所：香港政府統計局「2004年香港における外国企業地域事務所年次調査」より作成

する外国企業の評価が示されている。香港への海外からの企業（拠点）進出数についてはハブ機能を期待した投資があり、むしろ増えていったのである。

図表 8 で国別にみると香港に地域統括本部、地域事務所、現地事務所をおく、外国企業で最も多いのは米国企業であり、米国が統括本部 256 社、地域事務所 557 社、現地事務所 402 社である。日本企業は米国企業について香港に事務所をおいており、地域統括本部、地域事務所それぞれで 198 社、515 社となっている。中国本土の企業も地域統括本部を 106 社、現地事務所を 373 社もっている。中国市場、特に香港とのアクセスが伝統的によい華南地域への展開を加速させる外資企業の事務所だけでなく、ここ数年、目立ってきた中国企業のアセアン等の海外進出（走出去）のための拠点として、香港での外資系企業の事務所数は増加していったのである。ちなみに現地事務所を置く外資企業の主な業種はサービス業が多く、ついで小売・流通、貿易、ビジネスサービス、運輸、金融等となっている。

香港返還後も変わらずに、情報アクセスの容易さ、為替の自由度、法人税率をはじめとする企業課税の少なさ、英語の通用性、物流インフラの水準の高さが香港に事務所を設置するメリットとして評価されている¹⁶。さらに経済貿易緊密化協定（CEPA）などの効果も期待され、中国ビジネスにおいては香港に拠点を置くことによって得られる利便性が大きく高まっていたのである。このことも香港への外資企業による事務所数の増加に寄与していた。

こうしたなか、台湾企業だけはそのプレゼンスを次第に低下させていった。香港返還以前、香港には台湾系資本の一定のプレゼンスをもっていた。香港域内の新界に調景嶺とい

図表 9：香港における外資系企業の機能別拠点数の変化

事務所種類・国/地域	2003年調査時点	2004年調査時点	増加率
地域統括本部	966	1,098	13.6%
地域事務所	2,241	2,511	12.2%
現地事務所	2,209	2,334	5.7%

出所：香港政府統計局「2004年香港における外国企業地域事務所年次調査」より作成

う場所があるが、ここには台湾系住民が長年にわたり居住しており、「台湾国旗」が掲げられている地域であった。また、台湾系新聞の「香港聯合報」は香港の主要メディアの一つとして大きな影響力を持っていたほど、香港ビジネス社会に深く浸透していた。台湾資本は香港における主要なプレーヤーの一角を占めていたのである。香港は台湾企業の投資・貿易の中継基地として大きな役割を果たし、台湾企業の大陸投資の多くは香港を經由して行われた。1995年現在、香港にある台湾企業は登録数ベースで3000社以上、投資額で40億ドル以上となっている。

香港に対して打ち出した中国共産党政府の「五十年不変（制度を50年間変えない）」という中国の政治的コミットメントはもともと台湾を平和的に中国大陸に統合するための政策として、鄧小平氏によって創案されたものである。それが、実際には香港とマカオに適用されたという事情がある。1997年の香港返還において、まず台湾はこの制度の帰趨を見極めるとともに、この制度が適用されたのちに、香港との関係を見直し、政治制度がまったく異なる中国大陸の共産党政権を一方的に利するようによこさないような形で台湾経済のさらなる成長に役立てるようなシナリオを描こうとした¹⁷。

当時の台湾は「統一中国」を標榜する李登輝政権である。しかし、李登輝氏はそうした政権の首班でありながら、自らが台湾の民主化を進めた経歴でも明らかなように個人的には政治的自由が制限された中国との「統一」にはきわめて強い懐疑心をもっており、「中国経済だけに依存した台湾」という発展ビジョンを描くことはなかった。その代り、言論、表現、情報の自由さが保証されている台湾こそ、香港に代わってその金融機能、物流機能を担い得るという構想を打ち出した。すなわち、香港返還以後の東アジア地域において日本、韓国、東南アジア、欧米資本を誘引する経済センターとして台湾を発展させようとしたのである。

台湾企業は香港に台湾政府系機関を存続させるとともに、条例（香港・台湾関係条例）、専門組織（香港・マカオ研究小組、香港・マカオ資金台湾投資、在香港台湾商工協会）の設立、台湾と香港の金融機関相互の支店開設促進、香港・マカオ住民の台湾への入国、留学、就業における優遇などを打ち出し、香港の経済機能の一部を台湾に代替させようとした。しかし、李登輝氏や同氏と考えを同じくする台湾民進党¹⁸が政権の座から遠ざかると、政権復帰した国民党政権は中国共産党政府と経済面では融和的な関係を築き、上記の台湾を東アジアの経済センターに育てようとする構想を頓挫させたのである。

中国政府は将来の台湾統一（実際には香港やマカオと同じように国民党政権からの主権

の「回収」をにらんで、台湾と中国大陸との三通（通航、通信、通郵）政策を台湾国民党政権に働きかけた。台湾経済界の強い要請を受けて、国民党政権もこうした中国大陸の共産党政権に応じた。ここに台湾企業は香港やマカオを經由せず、直接、中国ビジネスを行うことが可能になった¹⁹。台湾には香港でのプレゼンスを低下させたものの、直接中国大陸とのビジネスを行う経路が開かれたのである。しかも、中国政府によって台湾企業は優遇され、台湾企業に対する中国政府の影響は拡大していった。この結果、台湾企業にとっては香港に拠点を集中する必要性が以前に比べて低下し、したがって、台湾企業における香港の重要性も低下したのである。

7. 結語に代えて—香港社会の変化と投資環境

香港はこれまで様々な政治の混乱にもかかわらず、経済発展を成し遂げてきた。英中対立が激化した1992年から1995年には香港住民のなかで資産のあるものは外国パスポートを取得するために投資移民の資格をとろうと海外に資産を移し、家族を移住させるなどの動きをみせつつも、中国経済の将来には期待を抱いていたため、ビジネス拠点は香港に残した。企業に働く人の多くは香港の「中国語」である広東語を英語とともに公私にわたって使用していたが、大陸の「中国語」である普通語の学習に向かった²⁰。しかし、近年香港市民の間には中国に経済的に取り込まれた形での安定は香港社会独自の「生活様式」を脅かすとの考えが、次第に強くなっている。すなわち、言論の自由、集会の自由、民主的選挙制度の否定がなされるのではないかと懸念が広がっているのである²¹。

中国は「香港基本法」でさだめられた範囲の自由度を50年守ると明言し、それに基づき、香港は中国との摩擦をさける選択をして今日に至っている。なによりも、香港経済をさらに発展させるためには中国からのビジネス需要、観光客、中国における香港企業の優遇が必要であり、それによって香港の生活もいっそう豊かになる方が香港市民にとってより重要だったのである。香港返還から年月を経るにしたがって、このような傾向がいっそう強まり、政治的な権利を自己抑制して経済的な利益を得るというスタイルが香港人の一般的な行動様式になった。立法議員の選挙でも民主派が伸び悩み、親中派がじわじわと議席を増やす傾向が続いた。

香港政治も市民から選ばれた政党議員の主導による「政治主導」ではなく、中華人民共

和国・香港特別行政区政府の主導による「行政主導」が定着しつつある。行政主導は香港には定着しやすい政治運営である。なぜなら旧来の英国植民地体制のもと経験を積んできた英国香港政庁以来の高級官僚群の手による政治も「行政主導」だったからである²²。香港に政治意識が目覚め、直接選挙で民意に基づいた政治を行おうとする機運が起きたのはようやく 1980 年代以降である。これが中国共産党政権に事実上指名された董建華行政長官による行政手腕の「行政主導」に引き継がれただけでもいえるのである。行政主導の政府に対する市民の評価は政治的な価値観によってではなく、社会的日常生活（おもに経済活動等）に生じた問題をいかにうまく処理できたかによる。香港返還以降に起こったこうした社会的日常生活上の問題、すなわちアジア通貨危機、サーズ（SARS）や鳥インフルエンザ、リーマンショックという事象を、香港特別行政区政府は何とか切り抜けてきた。しかし、今や香港市民にとって香港経済の返還前の好景気と比べると経済の減速感は否めなく、有効な解決手段を見い出せない状態が続いている。これが行政主導の手際の悪さという印象を与えることになっている。また、社会的日常生活の問題において住民の意見をくみ上

写真：香港「大学駅」前にある中国内での民主化を求めるデコレーション

（1989 年の北京・天安門前に学生が掲げた像を模していると思われる）



撮影：筆者（2010 年 12 月）

げる地道な活動によって支持を伸ばしてきた親中派政党の基盤も盤石ではない。近年の社会的日常生活の問題が、中国大陸からの傍若無人な旅行者や移住者にかかわるものが増えてきたからである²³。この結果、中国政府を批判するデモが大学、駅頭、フェリー埠頭などで散発的に行われている。現在のところ、このような中国政府への批判運動が規模的に小さい程度であるため、香港政府も放任している。

しかし、移住してきた中国住民と香港住民との反目による衝突がしばしば報道されるように、香港人の中国大陸に対する不信感は確実に高まっている。香港で出産しようとする妊婦旅行者が大陸から大挙して押しかけ、香港の医療機関は香港人が医療サービスを受けにくくなったり、大陸の知識人の一部が香港人に対して侮蔑的な言動を国有系テレビ番組で行うなどの事件も起こっている。香港での香港人と大陸からの旅行者とのいざこざも散発的に起こっている。ついには香港の若者のデモで旧英国植民地時代を懐かしみ「英国領香港旗」が掲げられるようになっている。こうした、心理的な香港の中国離れは16年前の晴れやかな香港返還とその後の蜜月時代とは明らかに新しい段階に入っていることを示しているのではないと思われる²⁴。香港市民の社会的日常生活上の不満はじわじわと「反中国」意識に転化しつつあるのである。

こうした反政府・反中国意識を鎮静化させるため、香港の董建華初代行政長官は政府の局長クラスをそれまでの公務員ポストから政治任命による大臣（中国流の呼称は「部長」）ポストにし、行政上の失政に対しては引責辞任という形で市民への「政治責任」をとるシステムに改革した。これが2002年に導入された「主要官員問責制」である。高級公務員は実務的に支えるために部長助理（部長代理）とするものである。董建華氏はこのようにして市民の行政に対する不満をくみ上げるシステムを導入し、いわゆる「ガス抜き」を図ったのである。中国ビジネスを行っている企業の広告が政府や中国に批判的な報道をするメディアに掲載されなくなったため、メディアは広告収入の減少を防ぐため、中国に批判的な事実の報道を自己規制し、市民のそれらメディアに対する関心を失い、情報アクセス頻度は低下しているといわれている。香港住民の政治への失望も顕著であり、直近の立法議員選挙の投票率は20%代に低迷している。中国政府の高圧的な態度も収まらない。

返還後20年後の2017年の行政長官選挙からは直接選挙が実施されることになっているが、2013年3月に選ばれた中国共産党トップ7人（中国共産党政治局常務委員）のうちの一人、俞正声政治協商会議主席は中国政府に悲観的な行政長官の選出は認めない、と発言をしている。また、全国人民代表大会の法律委員会の喬曉陽主任は香港立法議会の親中派

40名を前に「中央政府に対抗する人物が行政長官となることは認められない」と発言するなど、香港の政治に介入することを明らかにしている²⁵。50年不変の約束を中国は守らないのではないか？そうした懸念をすくなくからぬ香港市民はもっている。「資本主義英国の香港」から「社会主義中国の香港」へと変わり、少なからぬ政治的变化に見舞われた時でも、維持されてきた香港の投資環境の安定性が今後も可能なのであろうか。重要な分岐点に差し掛かっているといえる。

参考文献：

1. K.C. Fok, *Lectures on Hong Kong History: Hong Kong's Role in Modern Chinese History*, The Commercial Press (Hong Kong) 1990
2. 楊奇主編「香港概論—第四版—」三聯書店（香港）有限公司、1990年
3. 庄義遜編「香港事典」上海科学普及出版社、1993年
4. 司徒蕙芬著「香港與南中国未来」廣角鏡出版、1993年
5. 牧野昇/三菱総合研究所「全予測アジア1995」、ダイヤモンド社、1995年
6. Mark Roberti, *The Fall of Hong Kong -China's Triumph & Britain's Betrayal*, 1994
7. 錢可通「香港經濟全貌」香港出版集團有限公司、1996年
8. 徐彬編著「'97香港回歸風雲」吉林攝影出版社、1996年
9. 小林守、松尾貴巳、田幸大輔「香港返還—97年問題とその後のシナリオ」日本能率協会マネジメントセンター、1996年
10. 菊池誠一「中国の香港—返還後の經濟イメージ」サイマル出版社、1997年
11. 小林守、杉浦光（三菱総合研究所アジア市場研究部）「香港返還後のアジア經濟」日本能率協会マネジメントセンター、1997年
12. 朱炎「1997年変わる香港經濟、変わらない香港經濟」東洋經濟出版社、1997年
13. 馬洪、星野進保主編「香港回歸后的華南經濟發展與東亞經濟關係」香港西迪商務出版公司、1998年
14. 関志雄「円と元から見るアジア通貨危機」岩波書店、1998年
15. 小林守「大市場化へ向かう過渡期の中国經濟—國際水準と脱皮する産業と企業」、国分良成編『グローバル化時代の中国』、日本國際問題研究所、2002年
16. Chris Patten, *East and West*, Pan Books, 1999

17. 小柳淳、田村早苗編「現代の香港を知る KEYWAOD 888」三修社、2007 年
18. 小林守「アジアの政治変動と経営環境6ー本土の経済躍進で揺れ動く香港ー」三菱総研倶楽部 2008 年 10 月号
19. 倉田徹「中国返還後の香港ー『小さな冷戦』と一国二制度の展開ー」名古屋大学出版局 2009 年
20. 日本経済新聞夕刊 2013 年 3 月 27 日 3 面

注：

¹ “The Basic Law of the Hong Kong Special Administrative Region of the Peoples Republic of China”

² 「社会主義市場経済」を提起した 1992 年 10 月第 14 回中国共産党大会および「市場経済 50 か条プログラム」を明記した 1993 年 11 月第 14 期第三回中央委員総会にこの考えが現れている。

³ 1997 年 7 月 2 日、タイの首相と財務大臣はテレビ演説を行い、タイ通貨、パーツの急速な下落と外貨の流出により、IMF の緊急融資を要請したことを明らかにした。これにより、タイの経済政策、財政政策はすべて IMF の指示の下に運営されることになった。このパーツの危機はその後、対外債務比率の多いアジアの各国からの外貨の引き上げを連鎖的に誘発し、各国とも通貨価値の急速な下落に襲われることになった。特に深刻であったのはインドネシアと韓国であり、同じく IMF の指揮下に置かれ、両国とも強烈的なデフレ政策を強制されることによって、国内恐慌に見舞われた。これは通称「アジア通貨危機」と呼ばれる。香港ドルも価値下落に見舞われたが、香港政府金融管理局の資金と見られる香港ドル買いと短期金利の引き上げにより、通貨価値の防衛に成功した。

⁴ 1942 年南京条約で中国・清朝政府から香港へ香港を割譲。続いて 1960 年北京条約で九龍半島先端部（バウンダリー 스트リート以南）およびストーンカッター島を英国に割譲。しかし、その他の地域（九龍半島内陸部および島嶼）は 1898 年の展拓香港界址専条（香港境界拡張専門協約）にて 99 年間の「租借」であった。サッチャー首相と鄧小平の合意はこの最後の香港拡張専門協約のみならず、前 2 条約の「割譲」地域までも英国が中国に返還するものである。

⁵ いわゆる「直通列車構想」である。

⁶ いわゆる「バックドアリスティング」（裏口からの上場）と言われる。

⁷ もっとも 2001 年には世界的な IT 不況により、ネットバブルが崩壊し、香港 IT も苦境に陥った。香港主要メディア系企業や財閥系 IT 企業のサイト事業の停止が起り、人員の大量解雇が行われた。このことも香港株式市場の停滞の原因されている。

⁸ 現在でも株価指数が低迷する傾向を示し始めると、上海株式市場は企業の上場を一律に抑制するなどの方策をとる。この種の介入のない香港株式市場とは大きく異なっている。

⁹ このうち、ディズニールンドはその後、実現した。KCRC は結局、民営化せずに地下鉄公社 (MTRC) への統合 (2007 年) にとどまり、空港管理局も民営化されていない。

¹⁰ 深圳の地下鉄 5 路線 (2012 現在) のうち 1 路線（龍華線）は香港地下鉄有限公司 (MTR) の経営による。

¹¹ 2008 年、リーマンショックでも珠海・マカオおよび中国と香港を連結する交通インフラ等の推進や公共団地の建設により建設労働者の雇用を拡大したりして、雇用と景気を維持した。

¹² 日系業界団体香港駐在員へのインタビューによる (2008 年 8 月)。

¹³ 広東省社会科学院 (2005)

-
- ¹⁴ 関税の撤廃は毎年、その対象品目を拡大しており、2006年1月には1369品目にまで及んでいる。
- ¹⁵ 戚本超、景体華編「中国区域経済発展報告（2007年－2008年）p.183
- ¹⁶ 物流面において、香港は処理能力ベースで世界最大のコンテナターミナルを有していた。
- ¹⁷ 小林守、杉浦光（三菱総合研究所アジア市場研究部）「香港返還後のアジア経済」日本能率協会マネジメントセンター、1997年84ページ
- ¹⁸ 「台湾独立」を党是とした。
- ¹⁹ これによって日本企業にとっても台湾企業と連携し、その後ろ盾として中国大陸でのビジネスを展開するというモデルが構想されるようになった。中国大陸における反日運動やそれに伴う不買運動、工場のストライキといったリスクを低減する効果が期待できたからである。
- ²⁰ このため、英語の水準は低下したといわれる。加えて、中国からの移民が増えたこともあって、香港ではますます英語は「通じにくくなっている」。
- ²¹ 中国は「英中共同声明」、「香港基本法」を守らなくなっている、とする懸念である。
- ²² 立法議会議員は直接選挙枠からも選出されるが、英国統治時代から議員で構成される議会である「立法局」では政策立案はされず、行政トップである総督（英国時代）や行政長官からの政策案を審議し、修正コメントするのみにとどめる、との慣習ができており、影響力は限定的である。むしろ、トップからの指名官僚や立法局議員から行政長官（トップ）により指名された構成員からなる行政局の方がはるかに影響力がある。
- ²³ 2012年には中国中央テレビのコメンテーターである北京大学教授は「香港人は犬だ」と侮蔑的な言動をするなど、香港人の嫌中意識は高める事件も起きた。
- ²⁴ 政治的な自由を制限し、経済的自由については許容する中国式経済発展方式の成功は「北京コンセンサス」と呼ばれ、欧米式の政治経済の自由に基づく経済発展方式「ワシントンコンセンサス」に対して、発展途上国経済においてその有効性を指摘する意見もある。
- ²⁵ 日本経済新聞夕刊2013年3月27日3面

平成25年 4月21日 発行

専修大学商学研究所報

第45巻 第1号

発行所 専修大学商学研究所
〒214-8580
神奈川県川崎市多摩区東三田2-1-1

発行人 渡 辺 達 朗

製 作 佐藤印刷株式会社
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-10-2
TEL 03-3404-2561 FAX 03-3403-3409

Bulletin of the Research Institute of Commerce

Vol. 45 No.1

April. 2013

The Transformation of Business Environment of Hong Kong in 1990s
-The Political and Economic Impact Associated with the Transition
from British Colony to Chinese Special Administration Region-

MAMORU KOBAYASHI

Published by
The Research Institute of Commerce
Senshu University

2-1-1 Higashimita, Tama-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa, 214-8580 Japan